

身体障害者手帳の様式の見直しについて

1 概要

- 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法（以下「法」）において、身体上の障害があることを示す証票として、都道府県知事や中核市長等が交付している。
- 手帳の様式は、これまで同法施行規則（以下「規則」）で定められていたが、国において、本年3月29日に規則を改正し、様式を規則から削除するとともに、通知において標準的な様式を示したところである。（本年4月1日施行）
 - 国の規則改正等の趣旨
 - ・ 地方自治体の判断で様式を定めることを可能とする。
 - ・ プライバシーに配慮し、障害名と障害等級が安易に見えない様式とする。
- 本県の様式についても、障害者団体や関係企業等の御意見を伺った結果、別添様式のとおりとしたい。（10月1日施行予定）

2 新様式（別添様式1参照）

- 国の様式に準じ、障害名・障害等級と旅客運賃減額種別の表記を別の面とすることで、バス運賃の割引等で手帳を提示する際に障害名・障害等級が安易に見えないようプライバシーに配慮した様式とし、変更後の住所確認が容易にできる様式とする。
- 新様式は、要綱で定めるとともに、従前の様式も有効であることを附則に規定する。

3 意見照会先

- 障害者団体等で構成する社会福祉法人山梨県障害者福祉協会
- 鉄道、バス・タクシー事業を行う企業や関係団体
- 各市町村

別添様式1 (新様式)

第1面 (手帳カバー表紙)

7.7cm	
山梨県	身体障害者手帳
10.9cm	

第3面

本人の欄	
現住所	福祉事務所 長又は町村 長の印
(転入年月日 年 月 日)	
現住所	
(転入年月日 年 月 日)	
現住所	
(転入年月日 年 月 日)	
現住所	
(転入年月日 年 月 日)	
注) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください。	

第2面

6.6cm	
写真 ベスト半裁	山梨県 第×××××号 令和元年10月×日交付 旅客鉄道株式会社旅客 運賃減額 第1種 身体障害者
4cm	
10.3cm	
氏名 山梨 太郎	
昭和××年××月××日 生	
住所 甲府市丸の内〇-〇-〇	
山梨県	印

第5面

保護者の欄	
氏名	
続柄	
現住所	
福祉事務所長又は 町村長	印

第4面

本人の欄	
本籍地	
現住所	
福祉事務所長又は 町村長	印

第7面

備考

第6面

備考

第9面

	現住所	住所変更の欄
	転入年月日	
	福祉事務所長印 又は 町村長印	

第8面

	氏名	保護者の欄
	続柄	
	現住所	
	<small>保護者となった年月日</small>	
	福祉事務所長印 又は 町村長印	

第11面

注意書事項

- この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけのお世話をすることになっています。
- 医療や、生活や、職業などのことで相談されたいときや、つえ、義肢などが必要なときは、いつでも近くの市町村役場、福祉事務所、保健所、児童相談所などにご相談ください。
- 身体障害者福祉司、児童福祉司、身体障害者相談員などが訪問させていただくことがあります。そのときには、ご希望を述べてご相談ください。
- この手帳はなくさないように大切にもちください。
- 住所や氏名が変わったときには、すぐに変更の届を（変更または転入先の市町村役場、福祉事務所へ）出してください。
- この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
- この手帳は他人に譲ったり貸したりしてはなりません。（罰金等が科せられます。）
- 障害程度の変化によって、あらたに手帳が交付された場合とか亡失した手帳が発見されたとき、法律で定められた障害を有しなくなったとき、或いは死亡したとき、又は返還を命ぜられたときは、（本人または関係者は）すみやかに返還してください。

第10面

	交付又は修理年月日	補装具の欄
	種類	
	取扱責任者及び印	